

馬場小室山遺跡 調査と保存のあゆみ

時 期	事 項	備 考
昭和 44 年 (1969) 4 月	浦和市立三室中学校町田信教諭 (当時) が浦和市大字三室字馬場地内で土器片の集中散布地を発見する。	
昭和 44 年 (1969) 7 月 26 日～ 7 月 31 日	浦和市教育委員会が上記土地において第 1 次発掘調査を実施。遺跡名称は「馬場遺跡」とされる。	
昭和 45 年 (1970) 3 月 22 日～ 3 月 31 日	第 2 次調査実施。	
昭和 52 年 (1977) 8 月	遺跡詳細分布調査により遺跡の範囲が拡張される。現在の史跡指定地全域が遺跡の範囲に含まれる。	
昭和 56 年 (1981) 5 月 25 日～ 6 月 30 日	第 3 次調査実施。土偶装飾土器等出土。	現指定地内。土偶装飾土器 (県指定) 出土
昭和 56 年 (1981) 頃	この頃から遺跡名称を「馬場 (小室山) 遺跡」と呼称するようになる。	
昭和 56 年 (1981) 11 月 20 日～ 昭和 57 年 (1982) 3 月 6 日	大字三室字馬場地区において土地区画整理事業が開始され、同事業に伴う発掘調査が初めて実施される (第 4 次調査)。	史跡指定地北側
昭和 57 年 (1982)	遺跡名称が「馬場小室山遺跡」に改められる。	
昭和 57 年 (1982) 9 月 27 日～ 11 月 2 日	第 5 次調査実施。第 51 号土壌より人面画土器等の多量の遺物が出土する。また、第 12 号土壌より注口土器が出土する。	人面画土器 (県指定)、注口土器 (市指定) 出土
昭和 58 年 (1983) 4 月～10 月	浦和市史編さん事業の一環として、埼玉県立看護教諭養成所副所長市川和夫氏、埼玉県立上尾東高等学校教諭齊藤弥吉氏が馬場小室山遺跡の植生調査を実施する。調査結果報告は『浦和市史調査報告書第 17 集 自然編』(浦和市商務部市史編さん室、昭和 60 年) に収録される。	
昭和 58 年 (1983) 4 月 19 日～ 5 月 4 日	遺跡内確認調査実施。調査結果報告は、『埼玉県埋蔵文化財調査年報 昭和 58 年度』(埼玉県教育委員会、昭和 60 年) に収録される。	現指定地内を含む
昭和 58 年 (1983) 頃	この頃、浦和市教育委員会が馬場小室山遺跡の国指定史跡化を模索する。	
昭和 59 年 (1984) 3 月 30 日	浦和市郷土文化会より『馬場小室山遺跡』(浦和歴史文化叢書⑦) が刊行される。その中で、馬場小室山遺跡の保全・保存の必要性が訴えられる。	

昭和 59 年 (1984) 11 月 29 日	第 3 次調査出土土偶装飾土器と第 5 次調査出土人面画土器が浦和市指定有形文化財 (考古資料) に指定される。なお、当時の指定名称はそれぞれ、土偶装飾付土器、人面画付土器。	
昭和 62 年 (1987) 10 月 13 日～ 10 月 19 日	第 20 次調査実施。第 5 次調査の際に検出した第 51 号土坑の残余部分を完掘する。	
平成 2 年 (1990) 9 月 28 日	大字三室字宿地区の区画整理事業計画に伴い、浦和市土地開発公社が公園用地として、浦和市大字三室字東宿 2015・2016 を購入する。	
平成 3 年 (1991) 4 月 9 日	浦和市が浦和市大字三室字東宿 2015・2016 を買い上げる (買戻し)。	
平成 5 年 (1993) 3 月 25 日	第 5 次調査出土注口土器が浦和市指定有形文化財 (考古資料) に指定される。	
平成 10 年 (1998) 3 月 17 日	第 3 次調査出土土偶装飾土器と第 5 次調査出土人面画土器が名称変更及び包括の上、埼玉県指定有形文化財 (考古資料) に指定される。	
平成 13 年 (2001) 5 月 1 日	浦和市・大宮市・与野市が合併して、さいたま市が誕生する。	
平成 16 年 (2004)	現在の史跡指定地西隣で第 32 次発掘調査実施。	
平成 17 年 (2005) 3 月 16 日	さいたま市文化財保護審議委員 (当時) 掛川 繁氏が史跡指定 (予定) 地内の植生調査を実施。	
平成 17 年 (2005) 3 月 29 日	さいたま市緑区大字三室字東宿 2015・2016 がさいたま市指定記念物 (史跡) に指定される。同地が市財政局財政部用地管財課からさいたま市教育委員会生涯学習部文化財保護課に所管換される。	
平成 21 年 (2009) 9 月 10 日～ 11 月 22 日	第 5 次調査出土人面画土器が大英博物館「The Power of DOGU」展に出陳される。	
平成 22 年 (2010) 3 月 12 日	さいたま市文化財保護審議委員細田 浩氏が史跡指定地内の植生調査を実施。	
平成 24 年 (2012) 3 月 28 日	馬場小室山遺跡第 51 号土壙出土土器 (30 点) がさいたま市指定有形文化財 (考古資料) に、小室社のタブノキがさいたま市指定記念物 (天然記念物) に指定される。	
平成 25 年 (2013) 3 月	さいたま市教育委員会が史跡指定地北端に説明板「馬場小室山遺跡と出土品」を設置する。	
平成 27 年 (2015) 3 月 13 日	馬場小室山遺跡が埼玉県指定記念物 (史跡) に指定される (市指定は解除)。	
平成 27 年 (2015) 3 月	さいたま市教育委員会が「埼玉県指定史跡 馬場小室山遺跡」パンフレットを発行する。	